

四日市市低入札価格調査実施要綱の一部改正について

改正の内容

- (1) 失格基準価格の見直し（別表3）
 - ・ 計算式中の費目ごとの係数を引き上げ
 - ・ 上限の90%を85%に改正する。

- (2) 見積内訳書の失格基準の見直し（別表2）
 - ・ 見積内訳書の判断基準の係数の改正
 - ・ 失格基準価格の工種に対応するように表の見直しを行う。

- (3) その他の見直し
 - 第5条：周知事項について、公告における周知文面との整合性を図る。
 - 第7条：調査の実施の流れの中で、事前に見積内訳書の確認を行なう箇所がわかりにくいため規定を整備する。
 - 別表2：低入札調査マニュアル側に記載されていたが、本要綱に記載したほうが適切な内容のため、移動することとする。